

令和8年度向け市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者説明会

1. 開催日時

令和7年10月30日（木）～31日（金）13:00～16:00

※いずれも協会よりWEBで実施

なお、YouTubeに11月30日（日）まで掲載

- 説明会を2部構成とし、前半では容り法に基づく申込、後半ではプラスチック資源循環促進法に基づく申込（製品プラ等）について、それぞれ説明を行った。

2. 参加者実績

全国 662市町村（第1日：418、第2日：244）

※昨年度は訪問での開催

主要5都市5回 合計399名参加申込

（北海道：58名、東北：35名、関東：162名、関西：80名、九州：64名）

3. 説明内容

- ① 分別基準適合物の引取及び再商品化概要：60分

（全体概要20分、各素材の個別説明40分）

- ② その他事項：15分（申込注意事項、合理化拠出金等）

- ③ プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について：40分

- ④ その他事項（品質調査、上限価格、市町村の負担コスト等）：25分

4. 主な質問項目

- （1）素材共通、その他（全般についての質問、意見等）

＜記入要領＞

Q:協会への引き渡しを検討していますが、協会に委託するメリットは何ですか？

A:メリットとしては再商品化事業者の業務管理や最終販売先の管理を当協会に任せられることです。例えば、仮に再商品化事業者が期中で倒産などの理由により貴市町村から廃棄物を引き取れなくなった場合でも、当協会が代替の再商品化事業者へ振替対応を実施することなどが挙げられます。

Q:現在リサイクルセンターを建設中で来年下期に竣工します。以後は引き渡し主体が市から町の環境衛生施設組合に変更になりますが、申し込み手続きはどのようにすれば良いですか。

A:市は様式3の特記事項欄に「〇月で引き渡し終了」と記載し、組合は様式3の引き渡し開始日に「×月×日」と記載して、市、組合のそれぞれがご提出ください。

Q:6月の引き渡し量調査では「引き渡し予定なし」と回答していますが、令和8年度の引き渡し申込みはできますか？

A:引き渡し希望の分別収集計画量が提出されていれば、申し込み可能です。

(2) 素材別

①ガラスびん関連

Q:来年度から「その他色」のガラスびんを新たに協会に委託することを検討していますが、その場合委託料はどれほど増額されますか？

A:その他色の場合は、（排出予定量（kg）×市町村負担比率（9%））で導かれた重量に、委託単価（21円）をかけたものが委託料になりますので、ご算出ください。

②PETボトル関連

Q:当市ではウォーターサーバーボトルをペットボトルとは分けていますが、両者をまとめてペットボトルとして引き渡しても良いですか？

A:素材がペットであれば、つまり PET△マーク1があれば引き渡しできます

Q:ペットボトルの申し込み自治体数の増減数などについて教えてください。

A:令和7年度は642市町村、昨年度は723市町村です。

③プラスチック全般

Q:スーパーで販売している惣菜等を覆うラップは、プラスチック製容器包装の対象ですか？

A:プラスチック製容器包装の対象です。

Q:この場合、ラップに付いている値札シールやラベルは剥がす必要がありますか？付いたままでも回収対象になりますか？

A:ラップに貼付の値段シールやラベル、販促シールなどを剥がす必要はございません。

Q:海外製品でリサイクルマークの付いたもの（日本のリサイクルマークとは異なる）は、回収対象ですか
(例：韓国製のペットボトルで、韓国のリサイクルマークの入ったもの) ?

A:日本のリサイクルマークが記されていれば回収対象ですが、海外のマークは日本での効力を有しません。

Q:説明では、「軽く水洗いし、乾燥させて出す」となっていますが、水洗い後に油汚れが残っているプラスチック製容器包装は回収対象ですか？

A:プラスチック製容器包装の対象です。「軽く水洗いし、乾燥させて出す」ことを行っていただければ結構です。住民の方が分別排出する際の水洗いでは付着物を完全に除去することはできませんが、分別排出からリサイクル製品ができるまでの工程には多数の方が携わるので、その方々の健康被害防止（カビや害虫などの発生や激臭等）や設備等の劣化（サビなどの腐食等）などを回避する目的です。「すぎ洗いと乾燥」へのご協力をお願いしております。

④プラスチック資源循環促進法（プラ法）関連

Q:製品プラの申し込み自治体数を教えてください。

A:令和7年度のプラ法32条による申込みは120件です。組合等の構成市町村数は、201市町村となります。

以上